

議案第 1 2 号

匝瑳市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 3 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸



## 匝瑳市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

匝瑳市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年匝瑳市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



(参考)

匝瑳市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1条・第2条 略 (減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに對する地域手当の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、給料に相当する報酬の額)の10分の1以下に相当する額を給与から減じるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに對する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>                    </u>給料の月額及びこれに對する地域手当の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、給料に相当する報酬の額)の10分の1以下に相当する額を給与から減じるものとする。</p> <p>以下 略</p>